

# 危険物新聞

## 消防法改正案成る 第4石油、丙種免状新設

兼案の消防法一部改正が、いよいよ本国会に提出濃厚となってきた。同案によると、要旨は次のとおりである。

### ①別表について

別表については、(イ)品名の整理、(ロ)第4石油類の設定、(ハ)常温(20°C)を日本における最高温度(40°C)まで引き上げる。

エーテル、二硫化炭素、コロジオンはいずれも同等の危険性があり、アセトアルデヒド、アルキルアルミニウム(現在第1石油類)も又同等の危険性とみなしこれを統合して特殊可燃物(指定数量50リットル)とする。

第1石油類にアセトンも包含し、現行の常温(20°C)で液状のものは勿論のこと、日本での最高温度とみられる40°Cに至る温度で液状(常温では固体でも)となり引火点が21°C未満のものも第1石油類とし

てとりあつかう。例えば現行では非危険である第3ブチルアルコールは第1石油類となる。

第2石油類にテレピン油、しょう脳油、松根油を包含し第1石油類と同じように、40°Cに至る温度で液状となるものも第2石油類としてとりあつかう。例えば現在非危険物であるミナス原油は第2石油類となる。

現行第3石油類には引火点の制限がないので、第3石油類と第4石油類に分け危険性の小さい(引火点200°C以上)ギヤーオイル、シリンドーオイルは第4石油類(指定数量3,000リットル)としてとりあつかう。

### ② 危険物取扱者

危険物取扱主任者制度を改め、免状交付をうけた者を危険物取扱者として、現行甲種、乙種制度の外に丙種取扱者の区分を新設する。

この丙種取扱者は第4類危険物のうち指定されたものの取扱作業(移動タンク貯蔵所及び販売取扱所が適用される見込)をすることができる。

又、現行では免状取得後の研修制度がないが危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、5年以内ごとに講習をうけて研修することになる。

ヤマト消火器



# 危険物施設火災増加

前年より39件増 <44年全国統計>

消防庁では、このほど昭和44年中（1月～12月）の全国で発生した危険物施設の火災統計を発表した。

これによると、出火した危険物施設は187件で、

41年	122件
42年	143件
43年	148件

と漸増の傾向にある。

被災施設を区別にみると、第1表のとおりで、製造所、一般取扱所で約半分を占めている。また件数では給油取扱所がトップである。

死者者、負傷者数は他の一般火災と比較して非常に多く、とくに負傷者の大半が製造所火災でているのをみると、今更ながらその安全確保の重要さがわかるものである。

被災時の危険物取扱主任者の立会状況をみると、約半数は立会無しと報告され、これはとりもなおさず立会い無しが事故の因となっているものと想像され、初步的なことが、原因の重要な点になっている。

出火原因に關係する危険物は第2表のとおりで、もちろん第4類がトップであるが、第1石油類に次いで第3石油

類が2位にあり、またその数が44件と多いことに注目すべきである。

月別では

(月別)	(件数)	(内、大阪府)
1月	12	2
2月	8	1
3月	20	5
4月	9	1
5月	13	—
6月	19	1
7月	24	—
8月	17	2
9月	17	5
10月	18	1
11月	17	6
12月	13	—

高温季に多いようである。

時間別発生状況は第3表のよう、午前より午後の方が多く、また、作業時間の終りに近い3時～5時に集中し、曜日別では、日曜日を除きおよそ平均している。

無許可施設の出火も29件多い。

(5表) 無許可施設の被災状況

被災施設数	損害見積額 (千円)	死亡者数	負傷者数
29	313,669	2	24

(第1表)

危険物製造所等の被災状況

区分 製造所等の別		被災施設数	損害見積額 (千円)	死亡者数	負傷者数	危険物取扱主任の立会	
						有	無
総 計		187	275,030	10	198	102	85
製 造 所		42	150,285	3	150	31	11
貯 藏 所	屋 内 貯 藏 所	5	5,549		3		5
	屋外タンク貯蔵所	9	9,814	3		7	2
	屋内タンク貯蔵所	3	74				3
	地下タンク貯蔵所						
	簡易タンク貯蔵所	1	3		1		1
	移動タンク貯蔵所	9	1,610	1	8	3	6
取 扱 所	屋 外 貯 藏 所	2	2				2
	給 油 取 扱 所	59	10,135	2	11	34	25
	販 売 取 扱 所						
	一 般 取 扱 所	57	97,557	1	25	27	30

(第2表)

## 出火原因に関する危険物等の製造所等別分類

区分	製造所等の別	総計	製造所	貯蔵所								取扱所			
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
被災した製造所等の総数		187	42	29	5	9	3		1	9	2	116	59		57
第1類 過酸化物 A		2	1	1	1										
第2類 硫化りん		1	1												
出火原因に 関係する品名	金属粉 A	1											1		1
	金属粉 B	1	1												
第3類 生石灰		2	1										1		1
第4類 エーテル		1											1		1
	二硫化炭素	1	1												
	第1石油類	90	13	14	3	5				1	5		63	48	15
	さく酸エステル類	1		1							1				
	アルコール類	1											1		1
	第2石油類	16	7	1							1		8	3	5
	テレビン油	2	1										1		1
	第3石油類	44	8	8		2	3				1	2	28	1	27
	動植物油類	4	3										1		1
	第5類 セルロイド類	1	1												
	第6類 発煙硝酸	1		1	1										
	クロールスルファン酸	1		1		1									
ガス火災延焼、その他		17	4	2		1					1		11	7	4

(第3表) 危険物施設時刻別火災発生状況

時刻	製造所	給油取扱所	一般取扱所	その他の貯蔵所及び取扱所	計	16~17	3	5	5	3	16
						17~18	1	4	2	1	8
0~1	1件	0件	4件	0件	5件	18~19	3	3	0	1	7
1~2	0	3	2	1	6	19~20	3	1	5	2	11
2~3	0	0	3	0	3	20~21	1	1	3	1	6
3~4	0	0	0	2	2	21~22	3	5	2	1	11
4~5	1	0	0	0	1	22~23	1	3	2	0	6
5~6	2	0	2	0	4	23~0	1	4	2	0	7
6~7	1	0	0	1	2		42	59	57	29	187
7~8	1	1	2	1	5						
8~9	0	4	2	3	9						
9~10	5	5	2	2	14						
10~11	1	2	2	2	7						
11~12	2	4	3	1	10						
12~13	2	1	3	0	6						
13~14	3	4	3	2	12						
14~15	4	3	3	2	12						

(第4表) 危険物施設曜日別火災発生状況

## 全国危険物製造所等の火災発生要因別件数(44年中)

製造所等の別	火災の発生要因	件数
製 造 所 (42件)	制御装置の故障によるもの	1
	加熱油が機械的損傷又は腐食により吹出したもの	4
	配管接続部又はメカニカルシール部分よりの漏洩によるもの	7
	配管がつまり原料が溢れたもの	1
	循環が停止したため局部加熱され装置が破損して流出したもの	1
	加熱重質油中に軽質油を注入して蒸気が発生し、バーナーの火により引火したもの	1
	原料を仕込中、混合中又は攪拌中に静電気により着火したもの	3
	加熱された危険物に水分が混入していたために溢れ出たもの	2
	過熱によるもの	3
	ドレン不完全のため危険物が流出したもの 2 原料を過剰に注入し溢れさせたもの	2
	原料仕込中に漏洩させ引火したもの	1
	作業中止中に開口したままにしておいたため引火したもの	1
	溶接溶断の火花で引火したもの	2
	ダクト内の金属粉に配線短絡によって着火したもの	1
	危険物の周囲に置かれていた可燃物が燃えて危険物に着火したもの	1
	安全弁から危険物が吹出し、スチームパイプにより着火したもの	1
	加圧加熱された危険物がドレン抜中に吹出し発火したもの	1
	修理中に作業機械が倒れ装置を破壊したもの	1
	セルロイドが摩擦により発火したもの	1
	不飽和脂肪酸の自然発火によるもの	1
	重合による発熱によるもの	2
	反応熱により発火したもの	1
	硫化鉄が自然発火したもの	1
	自然分解又は異物の混入による分解によるもの	1
一 般 取 扱 所 (57件)	可燃性ガスを発生する設備又は作業(洗滌、乾燥、塗装、攪拌、加热、糊引、希釈等)から出火したもの	9
	パイプ結合の不完全により油が漏れ引火したもの	2
	バーナーの調整不良又は逆火によるもの	2
	接地不良による静電気発生のため出火したものとみられるもの	1
	静電塗装機の使用中、電気火花によって引火したもの	2
	排気ダクトのファンの摩擦熱により着火したもの	1
	装置の設計の欠陥のため可燃性蒸気が流入し引火したもの	2
	配線被覆が劣化し、短絡により着火したものの	1
	ポンプが故障し、漏油し引火したものの	1
	ロールベアリングが破損し、発熱発火したものの	1
	過熱によって危険物があふれ出たものの	3
	バルブの開閉操作の誤りにより危険物がもれ又は吹出し、引火したものの	2
	溶融ガラスが流出し床の油に着火したものの	1
	可燃性液体を空気で圧送中着火したものの	2
	原料の供給量を誤り、溢れ、引火したもの 1 ページの不完全によるもの	1
	高温のダクトに付着した可燃物に着火したものの	2
	高温の油が流出し、空気と接触して発火したものの	1

漏洩油に溶接の火花が落下し引火したもの	1
残油が流出して引火したもの	1
焼入油の温度が上昇し、焼入れ金属により着火したもの	8
粉塵に着火したもの	1
重合反応の発熱により発火したもの	2
反応が暴走したことにより爆発したもの	2
三塩化窒素の生成により爆発したもの	1
製造した生石灰の余熱により出火したもの	1
子供の火遊びによるもの	1
石油ストーブの調整を行なわず、外出して出火したもの	1
類焼によるもの	1
不 明	2
 屋 内 貯 藏 所	
(5件)	
油の量をライターで照らして確認中に引火したもの	1
小分け中に裸火により引火したもの	2
自然分解又は異物の混入による分解によるもの	1
濃硝酸とパッキング剤の反応によるもの	1
 屋外 タンク 貯 藏 所	
(9件)	
配管の腐食のために危険物が漏洩したもの	2
ヒーターと温度計の相互位置不良のために局部加熱されたもの	1
電気溶接の迷走電流がタンク内蒸気の着火源となったもの	1
残油を入れた開口した容器の近くで溶接作業をしたもの	1
残油に工事中の溶接の火が引火したもの	2
クロールスルファン酸が分解し、金属と反応してガスが発生し、これに引火したもの	1
焼却炉の火の粉が枯草に燃え移ったもの	1
 屋内 タンク 貯 藏 所	
(3件)	
燃料油が漏れ、溶融金属により着火したもの	1
温度制御器の故障のために過熱したもの	1
類焼によるもの	1
 簡易 タンク 貯 藏 所	
(1件)	
油の量を見ようとマッチで照らして引火したもの	1
 移動 タンク 貯 藏 所	
(9件)	
ホースで油を移送中に静電気により着火したもの	1
結合金具を使用せず油が漏洩したもの	1
油の量を見ようとマッチで照らして引火したもの	1
修理作業中の溶接火花で引火したもの	2
ブレーキ故障のため発熱し、発火したもの	1
配管の残油が流出し、引火したもの	1
衝突、又は転落により油が流出したもの	1
類焼によるもの	1
 屋 外 貯 藏 所	
(2件)	
溶断作業中に漏洩していた油に引火したもの	1
少量の油を加熱したために過熱したもの	1
 給 油 取 扱 所	
(59件)	
自動車が計量機を顛倒させたもの	12
タンクローリーからタンクの容量以上に注油し、溢流したもの	4
自動車の燃料タンクへ過給油したもの	5
給油中漏れた油に自動車の火源により引火したもの	2
地下タンクの水抜作業中に混入していた油に電気設備の火花により引火したもの	2

給油ノズルをつけたまま発車し、ホースを引きちぎって漏油したもの	2
混合計量機を加圧中、安全弁に蓋をしてあつたためにタンクが破裂したもの	1
タンクローリーからタンクに移送中油を漏洩させたもの	1
計量機の配線不備により油の蒸気に引火したもの	1
油を吸上げ、又は詰替作業中に電気設備から引火したもの	2
穴のあいた容器から油が流出して引火したもの	1
詰替作業中に発生した静電気により引火したもの	1
ドレン抜作業中に従業員が火を使用したもの	1
過給油し、漏れた油に修理中の溶接の火花が引火したもの	3
漏洩したガソリンの処理が不適当であったため引火したもの	1
自動車の燃料タンクの給油口からノズルが外され油が流出し引火したもの	1
燃料タンクに穴があいていて油が漏れ引火したもの	1
ポンプから漏れた油に引火したもの	1
油の入ったびんが落下破損し引火したもの	1
通気管からガスが流出滞留し、引火したもの	1
給油漏洩油に客のタバコの火が引火したもの	1
給油中に客がタバコを使用したことによるもの	1
計量機のモーターの過熱によるもの	2
完全に消えていない石油ストーブに注油したことによるもの	1
石油ストーブにガソリンを誤って注入したことによるもの	1
自動車の内部がもえたもの	1
放火によるもの	2
レジスターがモーターの過熱により発火したもの	1
タバコを捨てた屑籠が発火したもの	2
油ボロの中にタバコを捨て発火したもの	1
調理場のプロパンガスが洩れ引火したもの	1
ネオン看板の漏洩放電によるもの	1

## 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の公布について

大阪府生活環境部環境整備課

原田 幹夫

### 1. はじめに

昨年12月に開かれた臨時国会は、別名「公害国会」とも呼ばれ、かずかずの公害関係法が制定された。この中の1つに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「新法」という。）がある。この法律は、「最近における廃棄物の処理の実態にかんがみ、産業廃棄物の処理に関する事業者責任を明確にし、産業廃棄物の処理の方法に関する基準を定めるとともに、市町村が一般廃棄物を処理すべき区域を拡大する等の必要がある」（政府の提案理由から。）との理由により、現在の清掃法（以下「現法」という。）の

全面改正という体裁をとったものである。

以下この法律の概要を産業廃棄物に関するものを中心を見ていくこととする。もちろん、この法律の内容については、政令、省令の施行を待たないと判らないのであるが、現法と新法の比較をしながら、その内容を追っていくこととする。

（新法の施行は、同法附則第1条の規定により、公布の日から起算して9月をこえない範囲内において政令で定める日から施行されることになる。）

### 2. 改正の要点

#### (1) 定義

現法では、処理の対象となる物は「汚物」と呼ばれ、「ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみの死体」（第3条）であったのが、新法では、処理の対象となる物は「廃棄物」と呼ばれ、「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廢油、廢酸、廢アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または、液状

のもの……」(第2条)である。

これからも明らかなように、新法の特色の第1は、「粗大ごみ」が例示されたことである。現法の汚物の中には、家庭から排出される冷蔵庫やテレビなどの大型、不燃性廃棄物も含まれるものが否か不明瞭な点があったが、今回の改正で明らかにされたのである。

その2は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち廃油、廃酸、廃アルカリ、およびその他政令で定める廃棄物(産業廃棄物)もはっきりと、定義の中に折り込まれ、従来の議論に一応の終止符が打たれたとみてよいであろう。

これは、多種多様化する産業廃棄物を現法に規定する「多量の汚物」「特殊の汚物」に該当するものとして取扱うだけでは、十分実効があがらないことによる。

さらに新法では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分し、おののについて取扱いを異にしたことが注目される。

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいい(第2条)、産業廃棄物は、燃えがら、汚で、廃油、廃酸、廃プラスチックと例示されており、この他に政令で定める廃棄物がある。これに該当するものは、政令が制定されるまでは推測の域を出ないが、処分地の確保に窮している土砂、がれきは一応考えられよう。現実には、土砂、がれきの中には、埋立用に有償提供されているものもあるだろうが、逐次その処分は問題となってきている。

#### (2) 排出者責任

現法についても、排出者責任の考え方を探してみると全くことはない。即ち、「多量の汚物」または、「特殊の汚物」を排出する事業者に対して、市町村長は、必要な処理を命ずることができるとされている。しかしながら処理技術が未開発であったり、市町村において処分地が適切に指示されなかつたりして、十分な実効があがらない現状にある。このような現状を開拓すべく新法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら責任において適切に処理しなければならない。(第3条第一項)ま

た、「廃棄物の再生利用等を行なうことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工等に際して、その製造・加工・販売等に際して、その製造・加工・販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない」(第3条第二項)と事業者の責務が明確に規定されるとともに一方では、地方公共団体についても、市町村に対しては、「一般廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理」を、又府県に対しては、「主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理」を、それぞれ必要があれば行なうことができると規定された。

この規定により、府県においても、今後は広域的な廃棄物処理事業をすすめることができ、また、すすめなければならなくなってくるであろう。

#### (3) その他

この他の主な規定を捨てみると、「産業廃棄物の処理計画の策定」「産業廃棄物処理業者に対する許可」「産業廃棄物処理施設の設置に対する届出」「事業所等への立ち入査」等知事の業務が大巾に増えたことである。これは、従来の「市町村単位での清掃事業」から「府県単位での広域廃棄物処理事業」への移行を意味するものである。

— · — · —

新経済発展計画によれば、廃棄物処理に必要な経費は、3兆円と見込まれている。この費用の確保が、法律の趣旨を十分理解し活かすための重要な要素を占めるものと思われる。

なお、本法についてのくわしい内容については、政令が整備され十分煮つまった段階で改めて筆をとることにしたい。

## あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置  
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置  
泡・ガス・エアーホーム消火装置 } YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括  
齊田式救助袋 近畿地区  
日本ドライケミカル(株)  
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社  
三和商会  
TEL 06 (443) 2456

大阪府の乙種第4類主任者試験

受験者 約5,000名

合格発表は3月8日

大阪府では取扱主任者試験を2月21日(日)近畿大学で実施したが、受験願書提出者は予想外に多く、4,965名であった。

試験は午前、午後に分かれて行なわれたが合格発表は3月8日に行なわれる。

## 春の全国火災予防運動

車両防火を重点に、2月28日～3月13日

今年も春の全国火災予防運動が、2月28日から13日までの14日間、一せいに実施される。とくに前半は車両防火を中心に行なわれる。運動の主眼点を抜きとする

1. 危険物の安全運搬の指導
2. 危険物の車内持込み防止
3. 車両の消火、避難設備の点検、整備
4. 火災による死亡事故防止
5. 職場における自衛消防体制の推進

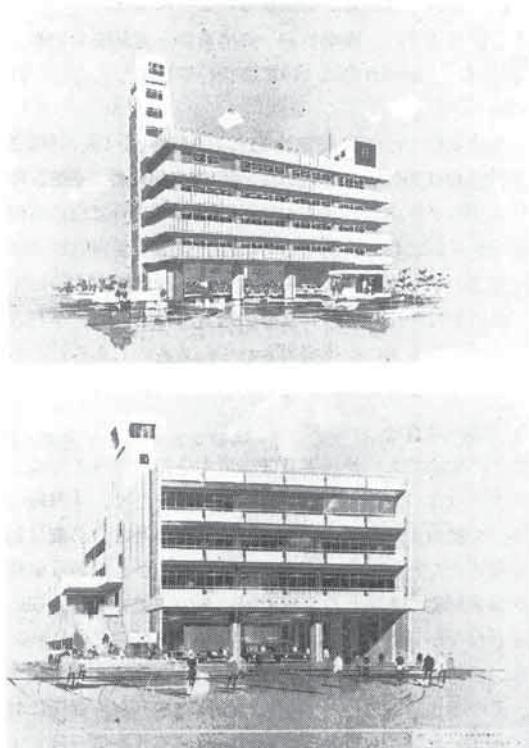
この運動の一つとして、3月2日大阪市内2ヶ所、堺市、東大阪市八尾市の計5ヶ所で危険物運搬街頭検査が実施される。

大阪市消防局人事異動 ▷ 東住吉署副署長 棚野喬(天王寺) ▷ 東署司令 山口国吉(指導課) ▷ 天王寺署副署長 光崎一夫(東)

## 枚方・寝屋川両消防署完成

枚方、寝屋川消防組合消防本部では、両市の急激な人口増加を市街地化に伴い、消防業務が著しく膨張し、これに対処するため昭和42年に消防施設5ヶ年計画をたて、着々実現してきたが、このほど枚方、寝屋川両市にそれぞれ新庁舎を建設した。

この庁舎の規模は昭和60年の市勢を想定して設計され、訓練塔、プール等、レインジャー訓練やアクアラング訓練ができる超近代的な設備を備えている。(写真(上)は枚方消防署、(下)は寝屋川消防署)



**消防ポンプから家庭用消火器まで!**

**消防機器の総合メーカー**



梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

**森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

富山・北海道